【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（登録の申請に係る使用人）

**第十五条の四**　法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、法第二十九条の登録を受けようとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第十七条の十三第一号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　投資助言業務（法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。以下同じ。）又は投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

三　投資助言・代理業（法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業をいう。以下同じ。）に関し、法第二十九条の二第一項第六号の営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（登録の申請に係る使用人）

**第十五条の四**　法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、法第二十九条の登録を受けようとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第十七条の十三第一号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　投資助言業務（法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。以下同じ。）又は投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

三　投資助言・代理業（法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業をいう。以下同じ。）に関し、法第二十九条の二第一項第六号の営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

（改正前）

（新設）